

平成 17 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 才 田 組
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 才 田 善 之
(コト番号 1999 福証)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 永 松 敏 行
(TEL 0946-22-3875)

新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 3 月 15 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び商法第 280 条ノ 21 の規定に基づき、新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 17 年 5 月 10 日開催予定の当社臨時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社は、これまで公共工事を基盤とした建設事業、砕石事業を主体として事業活動を行ってまいりましたが、新規事業等を展開し、さらなる収益拡大と体質強化を図ることを目的として、平成電電株式会社に対し新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

平成電電株式会社

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 1,000,000 株を株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

1,000 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 1,000 株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、上記(2)と同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使に際して払込をなすべき金額

新株予約権の行使の目的となる株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、平成 17 年 1 月 4 日から平成 17 年 2 月 28 日までの福岡証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配相場を含む。以下同じ。)の平均値(117.60 円)を参考にして、118 円とする。

新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、上記行使価額に各新株予約権の行使により発行又は移転する株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 17 年 5 月 11 日から平成 18 年 5 月 31 日まで

(7) 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社と協力関係を有する者の地位にあることを要す。

新株予約権の割当を受けた者に、法令もしくは業務関係強化に違反する重大な行為があった場合等には、権利行使はできない。

新株予約権の質入、その他一切の処分は認めない。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が締結された場合、その議案につき株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権が上記(7)に規定する条件に該当することにより新株予約権を行使できなかった場合は、当該予約権については無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡する場合は、当社の取締役会の承認を要する。

当社は、新株予約権者の請求のあるときに限り、新株予約権証券を発行するものとする。

(10) 株式交換及び株式移転時の取扱い

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、以下の方針により、未行使の新株予約権を当該株式交換又は株式移転後の当社の完全親会社(以下、「完全親会社」という。)に承継させることができる。

新株予約権の目的たる株式の種類

完全親会社の普通株式

新株予約権の目的たる株式の数

上記(2)に記載の株式数(調整がなされた場合には調整後の株式数)に、株式交換又は株式移転の際に当社株式 1 株に対して割当られる完全親会社株式の数(以下、「割当比率」という。)を乗じて計算し、1 株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額(承継後払込価額)

$$\text{承継後払込価額} = \text{前払込価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

新株予約権の権利行使期間

上記(6)にて定める期間とする。ただし、承継時に権利行使期間が既に開始している場合は、株式交換又は株式移転の効力発生日より上記(6)にて定める期間の満了日までとする。

権利行使の条件並びに消却事由及び条件

上記(7)、(8)に準じる。

承継後の新株予約権の譲渡制限

承継後の新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(注)上記の内容については、平成 17 年 5 月 10 日開催予定の当社臨時株主総会において「新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。また、新株予約権の上記以外の具体的な発行内容については、同株主総会以降に開催される取締役会決議により決定いたします。

以上